

「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しに係る
パブリックコメント・関係団体意見及びその対応等

資料4-2

番号	課題項目	主な意見概要	対応等
51	女性	<p>○第2章(1)女性について</p> <p>日本には、伝統的家族観が潜在的にあると思います。今日の様々なライフスタイルを考慮した場合、特定妊婦家庭（含む、未婚者による出産等）に対する周囲の人々の配慮が必要ではないでしょうか。</p> <p>又、経済的問題があれば行政の支援の一つとして生活保護費の受給資格等について、説明を行うのも一助ではないでしょうか。</p> <p>但し、当該家庭には行政側からの支援のみに以後の生活を依存するのではなく、自己自立の手助けをしてもらうという意識を十分に理解してもらうことが必要ではないでしょうか。</p>	<p>児童虐待防止の観点から、妊娠・出産期においては、予期せぬ妊娠等により、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した妊娠・出産に関する悩み相談を開始しました。</p> <p>また、経済的な問題については、他の支援制度とともに、生活保護制度に関する説明も行っておりたい。</p>
52	子ども	<p>○第4章重要課題への対応 2子ども(3)児童虐待防止対策の充実について</p> <p>児童虐待防止対策は現在極めて重要な課題であり、県（厚生部）においても富山県児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会を設置され、虐待防止に係る「今後の取組の方針」を検討されています。知事も出席され、熱心に議論されておりますが、(3)の充実は今行っていることの「支援、強化」だけで、目新しいものはありません。今、重要な課題であり、今委員会で議論されているもの等を記載し、ボリュームを増やして欲しいと思います。</p>	<p>児童虐待防止に係る今後の取組の方針については、児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会でき取りまとめるとともに、社会的養育推進計画等において検討してまいります。</p>
53	子ども	<p>○第4章重要課題への対応 2子ども(3)児童虐待防止対策の充実について</p> <p>「富山県児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会」で『児童虐待防止対策にかかる今後の取組の方向性』「2、虐待発生時の迅速・的確な対応」で検討委員会及び部会での主なご意見の中で、【児相は虐待対応だけの機関ではない】と記述されています。</p> <p>ということは、『児童虐待防止対策の充実』については、児相の現状から鑑みて『児相に対して期待過剰にならないよう留意すべき』と思います。</p>	<p>現在、児童虐待通告の第一義的窓口は市町村とされており、2子ども（3）の文中にもあり、県としても「市町村及び要保護児童対策地域協議会」の取組を支援しています。今後とも、児童虐待への対応については、児相のみならず、市町村をはじめとする子どもに関わる機関とも連携・役割分担しながら対応してまいります。</p>
54	子ども	<p>○第4章重要課題への対応 2子ども(3)児童虐待防止対策の充実について</p> <p>児童虐待に関する様々な意見が各方面から寄せられていますが、前述したように「児相への期待過剰を防ぐためにも、児童虐待防止に関する対策組織を独自に設けるべきである」と思います。</p> <p>児相職員自身が『児童相談所は地獄である』と、某調査報告書に意見を述べておられます。</p> <p>このようなことから、児童相談所に児童虐待について任せるのは如何なものでしょうか。</p>	<p>現在、児童虐待通告の第一義的窓口は市町村とされており、2子ども（3）の文中にもあり、県としても「市町村及び要保護児童対策地域協議会」の取組を支援しています。今後とも、児童虐待への対応については、児相のみならず、市町村をはじめとする子どもに関わる機関とも連携・役割分担しながら対応してまいります。</p>
55	子ども	<p>○第4章重要課題への対応 2子ども(3)児童虐待防止対策の充実について</p> <p>市町村要保護児童対策地域協議会と富山県要保護児童対策地域連絡協議会との関わり方について明確ではありません。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）は、国の設置・運営指針によれば「個別の支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となることが考えられる」とあります。また、現在は、県内全市町村で要対協が設置されていることから、県は市町村要対協の構成メンバーとして参加しています。</p>

番号	課題項目	主な意見概要	対応等
56	高齢者、障害者	<p>人生100年時代を迎え高齢者・障害者に働き収入を得る機会を増やして欲しい。 先日80歳で新聞配達員しておられた方が退職され、無収入になりました。 国民年金で夫婦2人生活されています。80歳以上での求人はほとんどありません。 健康な障害者ですが、働きたいとの意思はお持ちです。 75歳以上でも働き収入得て人生のラスト時間を充実した時を迎え終えることが出来ればと思います。 高齢者の方々は様々な健康状態にあります。 認知症・身体不自由様々な方々存在しますが、県の方でも働きたい方の窓口があればと思います。</p>	<p>いただきましたご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
57	障害者	<p>○第4章重要課題への対応4障害者(4)住みよい生活環境の整備について 「さらに交通安全対策や防災・防犯対策の充実を図ります。」について、防災については、行を改めて、防災マップづくりや避難所の整備を進める。にしてはどうか。</p>	<p>防災マップ（ハザードマップ）の作成は、法令上義務付けられたものではありませんが、地域の実情に応じて市町村で作成されることが多いものです。また、避難所の設置・運営は、災害救助法の規定により市町村の事務とされています。 防災対策は市町村、関係機関と連携して取り組むことが重要です。例示された取組に限らず、全ての防災対策は県民の命と暮らしを守ることに収束します。本計画の中に個別の取組を限定的に挙げることはなじまないと考えていることから、このままの表現とします。 障害のある人が地域で安全に安心して生活することができるよう、引き続き、防災対策を推進してまいりたいと考えております。</p>
58	障害者	<p>○第4章重要課題への対応4障害者(6)社会参加活動の推進 「また、障害のある人が日常的なスポーツや芸術・文化に～振興を図ります。」について、特にスポーツ振興については、新しい種目を取り入れたスポーツの振興といった表現にし、芸術・文化の振興については、障害者の芸術活動や絵画作品展などの振興といったもう少し具体的な表現にしたらと思います。</p>	<p>県の障害者スポーツの取組のひとつである「県障害者スポーツ大会」の開催に当たっては、「全国障害者スポーツ大会」の県代表選手の選考会も兼ねていることから、全国障害者スポーツ大会の種目追加に合わせて競技種目を決定しています。 芸術・文化の振興に関する記述については、本計画の中に個別の取組を限定的に挙げることはなじまないと考えていることから、このままの表現とします。</p>
59	障害者	<p>○第4章4障害者(1)及び(2)について 障害及び障害のある人に対する理解の促進や差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止等は、そう簡単に研修等で理解や促進・防止が図られるものではありませんが、人権侵害を受けた側、それを取り巻く人々が本当にこの問題の何が課題で、どうしたら解決されていくのかを掘り下げていけるような作業が必要である。 事件や問題の背景にある課題を掘り下げた人権教育を考えていく必要がある。</p>	<p>いただきましたご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
60	障害者	<p>○第2章2(4)障害者 県条例に言及した部分の後に、昨年発生した県内での差別事件を記述し、条例の周知が必要であることを加筆する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。(第2章2(4))</p>

番号	課題項目	主な意見概要	対応等
61	HIV感染者等、ハンセン病患者等、同和問題	<p>県民意識調査(平成30年11月調査)において、「どのような人権課題が起きていると思うか」の設問に対し、「わからない」と回答した割合が多い人権課題を比率の高い順に示すと、ハンセン病患者等43.8%、同和問題39.9%、HIV感染者等34.2%。これらの人権課題への関心の低さや馴染みのなさ背景にあるといえるが、これまでの啓発や教育でどのような取組みが行われてきたか検証が必要であり、課題を探る必要がある。</p> <p>また、県などが実施した講演会等への参加状況を尋ねた質問では、「参加したことはない」が85.4%で、その半数近くが「開催を知らなかった」回答している。どのような周知活動をしてきたかのか検証が求められる。</p>	<p>「同和問題」については、リーフレットを作成し、県庁関係機関、市町村への配置、街頭での配布、学校、職員の研修会・講演会などで使用するなど、啓発活動に努めており、引き続き県民の同和問題に関する正しい理解が深まるよう啓発に取り組んでまいります。</p> <p>また、「HIV感染症等」、「ハンセン病患者・回復者等」についても、計画に記載のとおり、引き続き正しい知識の普及に努めてまいります。</p> <p>なお、講演会等の開催にあたっては、ポスター、リーフレットを作成し、法務局や人権擁護委員、市町村、各種団体へ配布するとともに、県の広報媒体(新聞、ホームページ等)を活用し周知を図っています。</p>
62	ハンセン病患者・回復者等	<p>○第2章2(6)ハンセン病患者・回復者等 「基盤整備は喫緊の課題」であることや、家族補償法の成立、ハンセン病問題の解決に向けた「人権教育・啓発」の重要性を補強すること。また、富山県も無らい県民運動を押し進め、差別・偏見の増強に加担してきた歴史に言及すること。</p>	<p>家族補償法について、追加しました。(第2章2(6))</p> <p>また、①「基盤整備」、②「人権教育・啓発の重要性」については、第2章2(6)に①地方公共団体の責務、②偏見と差別のない社会の実現、といった記載があります。</p> <p>なお、「県の無らい県民運動」については、第4章6で言及しています。</p>
63	同和問題	<p>○第2章2(8)同和問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「議員提案により制定」と記述があるが、内閣法か議員提案法かを区別するのは不可解で、削除すべき。 ・本法が「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことや、「現在も部落差別が存在する」ことを明記している点を記載し、富山県にとっても重要な意味を持つことを明示すべき。 ・「地方公共団体の責務」や施策の柱に「相談活動の充実」や部落差別解消のための「教育・啓発」の推進が掲げられていることを加筆する。 	<p>ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。(第2章2(8))</p>
64	同和問題	<p>○第2章2(8)同和問題</p> <p>「インターネットを悪用した書き込み」では、富山に関するものがあることや、削除要請の取り組みが広まっている現状と、富山県にとっても課題であることを記述すべき。</p>	<p>「県内には歴史の過程において同和地区が存在し、…差別を助長するような…インターネットを悪用した書き込みなど…差別を受けている人々がいます。」と記述しています。</p> <p>また、削除要請については、まず被害者本人が削除要請することとなるが、被害者自らによる削除依頼が困難な場合、また、本人が削除要請をしてもかなわない場合、法務省の人権擁護機関へ相談・通報していただくこととなる。なお、被害者から県に対し相談・通報があれば、内容を確認の上、法務局へ通報、情報提供させていただくなど適切に対処してまいります。</p>
65	同和問題	<p>○第2章2(8)同和問題</p> <p>「理解不足」とは具体的に何を指すのか、どのように理解されていることが「理解不足」に当たるかに言及する必要がある。</p> <p>「差別意識がある」とは、例えば、どのような意識を言うのか。この点が曖昧だと教育や啓発に繋がらない。</p>	<p>この項の冒頭で「我が国社会の歴史的発展の過程において形成された身分的差別により、一部の人々が、長い間、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨げられたり、就職等において不公平に扱われたりするなど、様々な社会的不利益を受け、人間としての誇りを傷つけられてきました。」と記述しています。</p>
66	同和問題	<p>○第4章8同和問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)人権教育の推進と(2)効果的な啓発活動の推進は同和問題に限らず、他の人権課題に共通しており、同和問題の項で、小見出しとして殊更掲げる必要はない。内容も含め、同和問題に特化した記述に改めるべき。 	<p>県民の同和問題に関する正しい認識と理解が深まるよう、引き続き教育、啓発に努めてまいります。</p>

番号	課題項目	主な意見概要	対応等
67	同和問題	「同和問題」の表記を「部落差別」又は「部落差別（同和問題）」に改めるべき。	法務省の刊行物（人権教育・啓発白書等）における使用例を参考とし、「同和問題（部落差別）」と修正しました。（第2章2(8)、第4章8）
68	同和問題	○第2章2(8)同和問題 県内の被差別部落の存在について「現在、その実態を把握することは困難になっています」の部分は削除すべき。	県内の同和問題に係るこれまでの状況から、このままの表現とします。
69	同和問題	○第2章2(8)同和問題 「同和問題に対する理解不足や差別意識が存在し」の後半部分の差別意識については、意識調査結果を踏まえ、部落の人との結婚に対する忌避意識が引き継がれていることを例示する加筆が必要	本項の冒頭で、差別の具体的事例（「結婚を妨げられたり、就職等において不公平に扱われたりするなど」）を掲げています。
70	同和問題	○第2章2(8)同和問題 「いわゆる『えせ同和行為』も依然として横行しており」の表現は妥当か。	ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。（第2章2(8)）
71	同和問題	○第2章2(8)同和問題 調査結果の部分では、部落の人との結婚に関する調査結果を加筆する。	県民意識調査の結果として、「結婚に際して周囲の反対を受けること」の記述をしています。
72	アイヌの人々	○第2章2(9)アイヌの人々 アイヌ施策推進法第5条に国及び地方公共団体の責務として、アイヌに関し理解を深めるよう努めるための教育活動、広報活動等が求められていることを加筆する。	県の対応については、第4章9で記述しています。
73	外国人	○第2章2(10)外国人 「しかしながら、国の外国人材受入れ拡大方針により、…小中学校の外国人児童生徒、…を取り巻く様々な問題が少なからず存在しています。」について 小中学校だけではなく、高等学校に在籍する外国人についても同様な問題があると考え （修正案）「小中学校及び高等学校に在籍する外国人児童生徒」	ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。（第2章2(10)）
74	インターネットによる人権侵害	○第2章2(12)インターネットによる人権侵害 見直し案の最後に、ネット事業者の差別情報等への自主規制の動きが始まっていることを加筆する。インターネット関連4団体では「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」で他者への不当な差別を助長する行為、ヘイトスピーチ、特定の地域が同和地区であるとする情報などを例示し、自主規制を始めている。	ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。（第2章2(12)）
75	性的指向・性自認	○第2章2(13)性的指向、性自認(2段落目) 「心の性」という言葉が何の定義もなく唐突に出てくるので、「性自認」や「自分の性の認識」といった言葉の方がよいのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。（第2章2(13)）

番号	課題項目	主な意見概要	対応等
76	性的指向・性自認	<p>○第2章2(13)性的指向、性自認(3段落目) ・SOGIは、性的少数者を表す言葉ではないので、その説明のために、3段落目を少し追加・修正し、下記のような文章にしてください。</p> <p>(文章案) 「性的指向と性自認(SOGI※31)は、すべての人がもつ性の要素や属性を表します。私たちの性のあり方について、「身体の性」と「性自認」に違和感がなく異性を好きになる人を多数派としたときに、それに当てはまらない少数派の人たちは、人口に占める割合が少ないことから、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)などといわれ、性的少数者の総称や代表としてLGBT※31という言葉も用いられます。さまざまな調査から、人口の約5~8%は性的少数者であると推定されています。※31」</p>	ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。(第2章2(13))
77	性的指向・性自認	<p>○第2章2(13)性的指向、性自認(4段落目) 人権に関する県民意識調査の結果においても「嫌がらせやいじめを受けること」の回答が高くなっており、それについても書いていただくことを希望します。</p> <p>(文章案) 「性的少数者の人たちは、男女の区分や異性愛を前提とした社会のなかで、性の多様性に関する周囲の理解が不足しているため、嫌がらせやいじめを受けることや、偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。」</p>	ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。(第2章2(13))
78	性的指向・性自認	<p>○第2章2(13)性的指向、性自認(7段落目) 前段までに、自殺念慮やアウティング等について書かれていますので、富山県での施策についても触れてはいかがでしょうか。</p> <p>(文章案) 「このような中、本県では、「富山県いじめ防止基本方針(2014(平成26)年3月策定、2017(平成29)年6月改定)」や「富山県自殺対策計画(2018(平成30)年3月策定)」、「富山県民男女共同参画計画(2018(平成30)年3月策定)」等において、性的指向や性自認に関する施策が盛り込まれています。」</p>	ご意見の趣旨を踏まえ修正(追記)しました。(第2章2(13))
79	性的指向・性自認	<p>○第2章2(13)性的指向、性自認(7段落目) 法律の名称が不正確なので、修正を希望します。 ⇒「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」</p>	ご意見のとおり訂正しました。(第2章2(13))

番号	課題項目	主な意見概要	対応等
80	性的指向・性自認	<p>○第2章2(13)性的指向、性自認(9段落目) 学校における取り組みが書かれているので、下記のような文章を入れていただくのがよいのではないかと思います。ご検討をお願いいたします。</p> <p>(文章案：「令和元年版 人権教育・啓発白書」を参照しています)</p> <p>「文部科学省では、2016(平成28)年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の教職員向け資料を公表し、同年7月、全国の小中高等学校等へ配布しています。また、大学において、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進や個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、2018(平成30)年12月に、独立行政法人日本学生支援機構において、教職員向けの理解・啓発資料「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」を公表し全国の大学等に周知しています。」</p>	<p>本基本計画は、本県が推進する様々な諸施策に対し、人権尊重の理念に基づく基本方針としての性格を有するもの(第1章4)であることから、他の項目と同様に国等における諸施策を逐一紹介することはしません。</p>
81	性的指向・性自認	<p>・第4章では、「13 性的指向、性自認」への対応として、「企業への啓発」も記載されていますので、第2章においても、企業や職場に関する現状と課題を記載するために、下記のような記述を追加するとよいのではないかと思います。ご検討をお願いいたします。</p> <p>(文章案：「令和元年版 人権教育・啓発白書」を参照しています)</p> <p>「職場においては、性的指向・性自認に対する不理解がパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの背景になり得るため、厚生労働省では、事業主向けのガイドブック「パワーハラスメント対策導入マニュアル」や「職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策やセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です!!」等により周知を図っています。</p> <p>また、公正な採用選考についての事業主向けパンフレット「公正な採用選考をめざして」において、「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨が記載されています。」</p>	<p>本基本計画は、本県が推進する様々な諸施策に対し、人権尊重の理念に基づく基本方針としての性格を有するもの(第1章4)であることから、他の項目と同様に国等における諸施策を逐一紹介することはしません。</p>
82	性的指向・性自認	<p>○第4章13性的指向、性自認(1)「性的少数者に対する理解の促進」について</p> <p>「性的少数者に対する理解の促進」というタイトルだと、少数派の人たちのことを理解してあげようという、やや他人事のような意味に感じられますが、そうではなく自分事として考えていただくために、すべての人がもつ性的指向や性自認の多様性について理解を深めるといった文言の方が適切なのではないかと思います。</p> <p>(タイトル案)</p> <p>「多様な性的指向、性自認に関する理解の促進」、「性的指向、性自認などの性の多様性に関する理解の促進」などはいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。(第4章13(1))</p>
83	性的指向・性自認	<p>○第4章13性的指向、性自認(1)「性的少数者に対する理解の促進」について</p> <p>性的指向、性自認は、県民への周知や理解がまだまだ不十分であると思います。そこで、施策の内容として、「県の広報誌やホームページ等の活用」により、広く県民への周知・啓発を進めてはどうでしょうか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。(第4章13(1))</p>

番号	課題項目	主な意見概要	対応等
84	性的指向・性自認	<p>○第4章13性的指向、性自認(2)学校における相談、支援体制の充実について 文部科学省の通達の内容が記載されていると思いますが、具体的な施策として、あまり見えて来ません。</p> <p>学校において、まず必要な施策として「教職員への研修」、「保護者への周知・啓発」、「児童生徒が他者との違いを認め合える心を育み、悩みや不安等を相談できる環境づくり」なのではないかと思います。そこで、下記のような施策を追記してはいかがでしょうか。</p> <p>(施策案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職員への様々な研修等の機会を通じて、性的指向や性自認に関して知識と理解を深める」 ・「保護者向けの講演や啓発資料の配布等を通じて、性的指向や性自認に関する周知・啓発を行う」 ・「ヤングヘルスセミナーや思春期教育、ポスターの掲示など、児童生徒の発達段階に応じて、子どもたちに他者との違いを尊重する心や多様な性のありようを伝える」 ・「SOSの出し方教育等において、性的指向や性自認に関する不安や悩みを教職員に相談しやすくするための環境づくりを進める」 	<p>各学校では、文部科学省の通知を基に取り組んでおり、本計画で具体的な施策として示すことは考えていません。</p>
85	性的指向・性自認	<p>○第4章13性的指向、性自認(3)企業への啓発について 企業への啓発について、より具体的な内容も盛り込むとよいのではないかと思います。</p> <p>(施策案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公正な採用選考についての事業主向けパンフレット「公正な採用選考をめざして」において、「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨が記載されていることの周知・啓発」 ・「事業主向けのガイドブック「パワーハラスメント対策導入マニュアル」において、「性的指向や性自認に関するハラスメントや本人の望まない暴露（アウトティング）もパワーハラスメントにつながる」と記載されていることの周知・啓発」 ・「「職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策やセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です！！」等において、セクシュアルハラスメントには、性的指向や性自認に関することも該当すると記載されていることの周知・啓発」 	<p>本基本計画は、本県が推進する様々な諸施策に対し、人権尊重の理念に基づく基本方針としての性格を有するものであることから、国等におけるガイドブック等の記載内容について逐一紹介することはしません。</p> <p>なお、いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
86	その他	<p>○第2章2(14)その他 「個人情報の保護」について、独立した人権課題として整理することが望ましい。</p>	<p>個人情報の流出も人権課題のひとつとして、(14)その他の項目に記載しておりますが、今回の見直しでの項目立ては考えておりません。</p>
87	人権教育・人権啓発	<p>○第3章あらゆる場を通じた人権教育…1学校における…(2)幼(保)・小・中…による人権教育の推進について 「、幼稚園（保育所）」を「、幼稚園、認定こども園（保育所）」に文言を修正</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ修正しました。(第3章1(2))</p>
88	人権教育・人権啓発	<p>○第3章あらゆる場を通じた人権教育…1学校における…(5)教育委員会における相談体制や…について 「カウンセリング指導員、外国人児童生徒支援講師の配置、臨床心理士、精神科医等の派遣など」の部分重複している。</p>	<p>校正漏れにつき、修正しました。</p>

番号	課題項目	主な意見概要	対応等
89	人権教育・人権啓発	○第3章あらゆる場を通じた人権教育…1学校における…(1)教育活動を通じた人権教育の推進①いじめや偏見・差別を許さない雰囲気づくり について “障害者”と一括りになっていますが、精神障がい者が見えないので2022年から高校教育のなかで取り入れられることになったように、「精神疾患の予防と回復」のために中学生から、精神疾患に対する正しい知識を教えることで、早期発見、早期治療にもつながり、偏見・差別の解消につながると考えられます。 精神の病気と生活のしづらさ（生活障害）を入れることはできないでしょうか？	本計画中に全ての問題を書くことはできないので、「など」に含むと考え、このままとします。
90	人権教育・人権啓発	○第3章あらゆる場を通じた人権教育及び啓発の推進についての前文の終わりについて 第1章でSDGsについて述べられていますが、この3章の前文にも、2030年までに達成のSDGsの目標を推進する旨の文章をいれたらと思います。	第1章での記述は、国際社会での人権に係る取組として記載しており、また、本計画は、「人権教育・啓発推進法」及び同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に沿って策定されたものであることから、このままとします。 なお、SDGsについては、平成28年12月に国においてSDGs実施指針が政府において策定され、この指針に基づき各種施策が取り組まれています。
91	人権教育・人権啓発	○第3章あらゆる場を通じた人権教育…2地域や家庭における人権教育①地域における学習機会等の充実について 「…学級・講座の開催…」は、「…学習・講座の開催…」ではないか。	「教育要覧」の中の成人教育の章では、「その他の講座・学級」との記載があり、記載内容はこのままとします。
92	人権教育・人権啓発	○全般 今日的な課題や富山県の特徴（生活の状況や県民性、データ）などが反映され、全体が漏れなくカバーされていてよい。 ○第3章 人権教育について、学校、家庭、地域や社会、それぞれが担うべきことが整理され、社会全体で取り組むことが強調された点が、学校の立場からすると心強い。	本基本計画に基づき、引き続き人権教育・啓発の各種施策を推進してまいりたい。
93	人権教育・人権啓発	○第3章あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進について 全面的な再構成、見直しが必要であり、総合的に検証が必要。そのためには、第3章は“今後、見直すことにする”か、あるいは“今回の見直しを今年度内に限定せず期限を延長する”	現計画が策定された平成19年3月以降の国の法令、計画、本県の条例、計画等の制定、改正等も踏まえ見直し案を作成しております。
94	人権教育・人権啓発	若者に焦点を当てた人権教育・啓発を柱の一つに掲げるべき	第3章において、学校教育、地域や家庭教育における人権教育の取組みについて記述しております。
95	計画全般	○第5章2国・市町村等との連携 「講師の派遣、教材や情報の提供」は、第3章で項を立てて記述するのが望ましい。	この項では、企業・団体との連携について記載しております。 なお、第3章において、「4企業に対する人権啓発」について記述しています。
96	計画全般	第5章3基本計画の見直しについて 本計画は、前回の計画策定から10年あまり見直されてきませんでした。世界情勢や法令等、環境の変化に対応していくためにも、定期的な施策の点検や、計画見直し時期を具体的に設定する（例えば5年ごと）などの必要があると思います。ご検討をお願いいたします。	人権を取り巻く国の動向や社会情勢の変化等により変更を加える必要が生じた場合には、計画の見直しを行うこととしています。
97	計画全般	見直しすべきは、第3章(あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進)、第4章(重要課題への対応)及び第5章(計画の推進)の内容	現計画が策定された平成19年3月以降の国の法令、計画、本県の条例、計画等の制定、改正等も踏まえ見直し案を作成しております。

番号	課題項目	主な意見概要	対応等
98	計画全般	計画に基づく取り組みを検証する仕組みを盛り込むべき。 計画の着実な実施を検証する上でも、数値目標を設定すべき。 地域に根ざした啓発資料の作成を具体的に盛り込むべき。	本基本計画は、本県が推進する様々な諸施策に対し、人権尊重の理念に基づく基本方針としての性格を有するものです(第1章4)。数値目標については、個別に策定している計画等において設定されています。 人権教育及び人権啓発の推進について、学校、地域や家庭、人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育について記述しており、啓発資料については、それぞれの教育、研修等活動の状況に応じた資料が提供されています。
99	計画全般	基本計画の着実で計画的な実施を担う部署として「人権教育・啓発センター」(仮称)の設置を盛り込むべき。 人権教育・啓発を推進する人材育成を盛り込むべき。	計画の推進にあたっては、第5章(1)において、庁内部局で横断的に組織する連絡会議を設けて取り組むこととしており、現時点で新たな組織を設置することは考えていません。 また、人権教育・啓発を推進する人材育成については、担当者を研修等に派遣するなどにより取り組んでいます。
100	計画全般	意識調査結果が示されているが、過去の調査結果との比較を含めて調査結果の評価・分析を盛り込むべき。	過去の調査結果との比較・分析は意識調査結果報告書において既に行っており、計画見直しにあたり、最新の調査結果を反映しています。
101	計画全般	○第5章1基本計画の推進体制について 庁内部署で構成する推進会議の開催状況を県民に周知するため議事録を公開とし、併せて「富山県人権教育・啓発推進懇話会」を常設機関として設置し、人権教育・啓発の取り組みの検証機関とすべき。	県庁内部での検討、協議段階の内容を公開することは行っておりません。また、懇話会については、基本計画の見直しにあたり、広く県民の意見を反映することを目的として設置されています。
102	計画全般	○第5章2国・市町村等との連携について 県内市町村で人権教育・啓発に関して特化した計画を策定している自治体の少なさを加筆し、市町村での計画策定の支援を盛り込む。	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、地方公共団体に人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施することとしています。必ずしも計画の策定を求めているわけではありません。本計画では「県及び市町村で構成する「富山県人権教育・啓発行政連絡協議会」において、人権教育・啓発のための施策の推進を働きかけるなど助言や情報提供を行い、市町村の取組を積極的に支援」することを記述しています。
103	計画全般	○第5章3基本計画の見直しについて 基本計画の見直し期間及び県民意識調査の実施を5年毎とすべき。	「定期的な人権に関する県民意識調査などにより、この計画の推進状況について逐次必要な点検を行う」と記述しています。
104	計画全般	第1章でSDGsに言及しており、第2章あるいは他の章でSDGsと関連で加筆が必要。	第1章での記述は、国際社会での人権に係る取組として紹介させていただいております。 なお、SDGsについては、平成28年12月に国においてSDGs実施指針が政府において策定され、この指針に基づき各種施策が取り組まれています。
105	計画全般	欧米諸国等の動向の記述は望ましく、(性的指向・性自認の項目だけでなく)他の人権課題においても言及すべき。	第1章において、国際社会における取組について記述し、また、各個別課題においても必要に応じ、国連や国際的な動向について記述しています。